

消費生活センターへご相談を!!

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入(買取)」に関するトラブルやインターネット通販などの定期購入に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。今回は、これらの事例や被害に合わないためのアドバイスを紹介します。



強引な訪問購入

事例①貴金属の強引な買取

「寄付のために不用品を買い取っている」と電話があり、不要な洋服や靴を用意した。しかし、翌日、業者が来て「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服などを車に放り込んだ。怖くなって、亡くなった夫の金歯やネックレスを探して渡してしまい、結局売らなかつたものがない貴金属まで強引に買い取られてしまった。



アドバイス

- ▶電話などで訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売らなかつたものがない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せずきっぱり断りましょう。
- ▶売却する場合は、必ず契約書面を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- ▶訪問購入は条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は品物の引き渡しを拒むことができます。

定期購入トラブル

事例①定期縛りなしと表示されていたのに SNSアプリを見ていたら「定期縛りなし」と表示された特別割引価格の育毛剤の広告を見て、注文した。すぐに商品は届き代金1,900円をコンビニで支払った。翌月、身に覚えのない荷物が届いたので受け取り拒否をした。しかしその後、後払い業者から15,000円を請求され、受け取り拒否した荷物は育毛剤の2回目分だとわかった。定期購入ではなく、1回限りの注文だと思っていたし、2回目の商品は手元がないので支払いに納得できない。



アドバイス

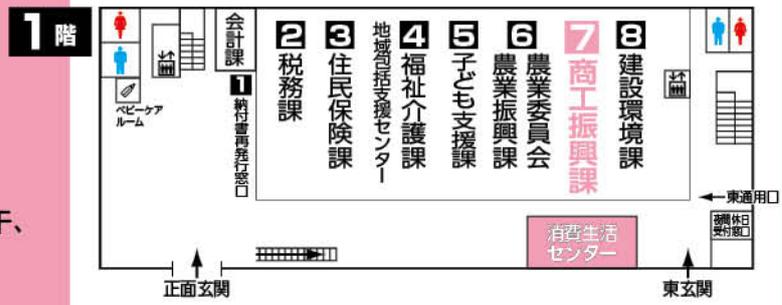
- ▶「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではなく「最低購入回数の指定がない契約(いつでも解約できる定期購入)」である可能性がありますので注意が必要です。
- ▶インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件になっていないか、最低購入回数に指定(縛り)がないか、2回目以降の代金などの販売条件や解約条件を確認し、スクリーンショットで保存しておきましょう。

不安に思ったり、トラブルが生じた場合は消費生活センターへ

消費生活センター

☎ 47-5047

- ▶場所 役場1階商工振興課内
※向かい側に相談室を併設しています。
- ▶開所日時 月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時30分
※祝日・年末年始を除きます。



土曜日、日曜日、祝日は、

消費者ホットライン



い や や
188

全国で近くの消費生活相談窓口へ案内します。年末年始(12月29日～1月3日)を除いて毎日利用できます。一人で悩まずにご相談ください。